

V-2 他省庁による観光関連政策

各省庁においても観光・集客交流関連施策を実施
日本ブランド構築に向けた各種事業を展開

ここでは、他省庁の観光関連政策として、各省庁公表の資料などから、14年度に新規に事業化された事業を中心にその概要を整理する。

(1) 国土交通省の取り組み

●旅客自動車運送事業等における訪日外国人旅行者の利用促進

訪日外国人旅行者がバス・タクシー・レンタカーを利用して国内のさまざまな観光地に容易にアクセスできるようになれば、旅行の満足度が高まるのみならず、インバウンドによる経済効果が全国各地に波及し、地域のバス・タクシーなどの活性化にもつながるとの考えのもと、バス・タクシーなどにおける外国人旅行者向け利用環境を改善し、地域の活性化を図るための調査を実施した。

●古都における歴史的風土の保存方策等検討調査

京都、奈良、鎌倉などの古都について、歴史的風土を構成する樹林地などの自然的環境の変化や維持管理の担い手不足などの問題を踏まえつつ歴史的風土の保存方策を検討するとともに、奈良県明日香村についても歴史的風土の保存および生活環境の整備などの推進のための方策を検討した。

(2) 内閣官房の取り組み

●先住民族としてのアイヌ文化等の発信

内閣官房長官が座長を務めるアイヌ政策推進会議において、東京オリンピック・パラリンピックが開催される20年度に、アイヌ文化復興などに関するナショナルセンターとして「民族共生の象徴となる空間」を北海道白老町に整備し、一般公開することが閣議決定された(14年6月13日)。体験交流事業および一般公開前の情報発信については、14年度から具体的なプログラムの検討が進められた。同空間の整備・一般公開によって、一層の外国人来訪者数の増加が見込まれ、我が国の民族や文化の多様性を世界に発信するとともに、国際観光や国際親善に寄与することができるようになる。同時に、ハワイの「アロハ」や沖縄の「めんそーれ」のように、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ」(こんにちは)を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させることにより、アイヌの伝統・文化の普及と一体となった観光振興の取り組みが展開される。

(3) 内閣府・警察庁の取り組み

●地域住民生活等緊急支援のための交付金

「地域住民生活等緊急支援のための交付金」は、14年12月27日に閣議決定された国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に新規に盛り込まれた交付金で、15年1月9日に閣議決定された。2月に成立した国の平成26年度補正予算において、地域の消費喚起など景気の弱い部分にスピード感をもつて的を絞った対応をすることを目的とするもの(①)、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促すこと(②)を目的に創設されたものである。その内容は以下の通りである。

①地域消費喚起・生活支援型

地方公共団体(都道府県および市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援するもので、事業規模は2,500億円である。対象となる事業は、地方公共団体が策定する実施計画に定めた事業で、プレミアム付商品券(域内消費)、ふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)などがメニュー例として提示されている。

②地方創生先行型

地方公共団体(都道府県および市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策などに対し、国が支援するもので、事業規模は1,700億円である。対象となる事業は、地方版総合戦略の策定、地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業である。

地方公共団体が事業設計を自由に行うこととするとともに、明確な政策目標のもと、客観的な指標の設定やPDCAの態勢整備を求める交付金で、基礎交付(1,400億)は、人口、財政力指数などに基づく配分、上乗せ交付金(300億)は、地方版総合戦略に基づく事業など内容に優れたものに対して配分するという基本運用スタンスがとられている。

●プローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境の整備

「適切な災害関連情報の収集・提供」を行うため、民間プローブ情報の活用などにより多様な情報収集・提供手段を確保する。具体的には、警察が交通情報収集装置で収集した情報とカーナビメーカーが保有する民間プローブ情報を警察庁で地方融合するシステムを整備する。

(4) 文部科学省(文化庁)の取り組み

●世界遺産普及活用・推薦のための事業推進

世界文化遺産の推薦件数が1年1件に限られている。また、諮問機関の審査が厳しくなっている。そうしたなか、本事業は、海外専門家との情報交換などを通じ、専門的・技術的に十分な推薦準備を行うことで、我が国の推薦資産の世界遺産リスト

への確実な登録を促進するとともに、我が国が誇るさまざまな文化遺産の国内外への発信力強化を図ることを目的とする。

具体的には、我が国の推薦案件を確実に世界遺産登録へつなげるため、世界遺産委員会や専門家会合に出席し、情報収集、審査傾向の分析などを行った（「世界遺産普及活用・推薦のための事業推進」）。また世界遺産暫定リストに記載された文化遺産などを『日本遺産 (Japan Heritage)』という呼称で、国内外に発信するにあたっての手法などについて調査研究を行った（「日本遺産魅力発信推進事業」）。

●文化遺産を活かした地域活性化事業

我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や、子どもたちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取り組みを支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的とするものである。11年度より開始し、13年度に「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」から本事業名へと改称された。

都道府県・市町村が策定する、地域の文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取り組みに関する計画に基づいて実施する事業について、文化庁が補助金を交付する。

補助対象事業は、①地域の文化遺産情報発信・人材育成事業、②地域の文化遺産普及啓発事業、③地域の文化遺産継承事業、④地域の文化遺産記録作成、調査研究事業、⑤その他（地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業）の6事業を対象としており、14年度は、全国で327事業が採択された（市区町村282件、県44件、広域連合1件）。

(5) 厚生労働省の取り組み

●実践型地域雇用創造事業

地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策などとの連携のもとに、市町村が設置した当該地域の経済団体などの関係者から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策に係る事業構想のなかから、コンテスト方式により選抜。「雇用創造効果が高いと認められるもの」「波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるもの」を提案する協議会に対して、その事業の実施を委託するものである。

14年度は、第1次採択で17地域、第2次採択で4地域の合計21地域を決定した。

(6) 農林水産省の取り組み

●日本食・食文化魅力発信プロジェクト

20年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や和食のユネスコ無形文化遺産登録が決まったことなどを受け、世界各国の日本に対する注目度は高まりつつある。国内外において日本食・食文化の普及・拡大に係る取り組みを総合的・戦略的に推進し、日本食・食文化の一層の理解深化と農林水産物・食品

の輸出促進につながるよう「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」を実施。主な内容として以下を挙げる。

①日本食・食文化普及推進総合対策

「海外向けのプロジェクト」として、海外の料理界での日本食文化の活用を促進するために、料理学校で日本食講座の開設を、日本の食文化・食産業を海外展開するために日本食文化週間や日本食レストランウィークなどを実施した。さらに、農林水産物・食品を輸出するために、海外の外食事業者団体が主催する見本市への出展など。「国内向けのプロジェクト」では、消費者や食関係者を対象としたセミナー・シンポジウムを実施した。

②日本の食魅力再発見・利用促進事業

「全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大」に向けて、イベントの開催や異業種と連携した取り組みを、「地域の農林水産物の活用促進」に向けて、食モデル地域における商品開発や販路開拓、人材育成や学校給食における地場食材の利用拡大、商談会の開催や商品拡大促進フェアを実施した。

●美しい農村再生支援事業

過疎化・高齢化による集落の活力低下や、潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源の存在とその老朽化の進行、そして、農村の歴史的景観や伝統などに対する都市住民のニーズの高まりや、農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まりを受けて、農村の棚田や疏水などの有する美しい景観や伝統などの総合的な価値を農村の付加価値として新たによみがえらせ、農業・農村の活性化を図る取り組みを支援することを目的とするものである。

年間60地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取り組みを実施することを政策目標としており、①農村の価値の向上・継承を図るソフト事業、②残したい農村資源の保全・復元するハード事業に対して支援を行う。対象は、日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全などに取り組む地区、国際機関が認定した世界農業遺産。都市住民が参加する田植え・収穫祭、花祭りの開催、観光客訪問、外国人訪問、地域製品の販売促進が効果として期待されている。

●地域材利活用倍増戦略プロジェクト

空港施設などの公共建築物の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援などや日本の木の文化や豊かな森林資源の継承・発信、木材利用への理解促進に向けて、木づかい、木育を推進する。

(7) 経済産業省・中小企業庁の取り組み

●JAPANブランドプロデュース支援事業

日本の各地には世界に通用する可能性がある商材を有する中小企業があるものの、中小企業が単独で海外販路を開拓するにはさまざまなハードルがある。そこで、海外のニーズやライフスタイルなどを熟知する「プロデューサー」と中小企業がチームを組んで海外需要獲得を目指すプロジェクトを支援することで、中小企業の海外販路の拡大などを後押しするのが本事業（MORE THANプロジェクト）である。14年度は、78件の応募があり、16件が採択された。

●地域産業資源活用事業計画の認定

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」の規定に基づき、経済産業局長が「地域産業資源活用事業計画」を認定するものである。認定を受けると、①新事業活動促進支援補助金（地域資源活用売れる商品づくり支援事業）、②日本政策金融公庫による低利融資、③中小企業信用保険法の特例等の支援措置等を受けることができる。

地域経済の活性化および地域中小企業の振興のため、地域資源を活用した新商品・新役務の開発や販路開拓に意欲的に取り組む中小企業を支援するもので、14年度は、全国で54件の計画が認定された。

(8) 環境省の取り組み

●日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

観光資源として極めてポテンシャルの高い国立公園や世界遺産の自然を活かして、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化するために、以下の4事業を実施した。

①戦略的な情報発信推進事業

国立公園などの素晴らしい風景地情報などを、利用者の各ニーズに応える情報として、インターネットや多言語化したパンフレットなどを活用し、国内外に戦略的に発信するために、情報提供サービス向上ガイドライン策定調査や我が国の国立公園

のブランド化方策検討調査、国立公園を核とした情報発信モデル事業などを実施した。

②日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

国の資産である、国立公園、さらには世界遺産として、貴重な自然環境に対する質の高い保護管理を実施する。自然遺産登録4地域について順応的な保全管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産の検討などを行う「遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業」「国立・国定公園の海域適正管理強化事業」などを実施した。

③国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパークの取り組みにおいて、ボランティア体制や協働型管理運営体制を導入することにより、地域とともに利用推進。「国立公園等地域連携プログラム強化事業」として、国立公園指定80周年等記念行事開催や国立公園の自然教育フィールドへの活用を促進。「国立公園協働型管理運営体制強化事業」として、協働型管理運営体制構築のための指針の作成や地域と協働して国立公園管理運営に係る情報整理などを実施した。

④地域自然資源活用重点整備運営事業

（国立公園バリューアップ事業）

重点的な施設の整備と運営管理の充実を図り、自然資源を生かした観光の促進と地域の活性化を推進した。

（後藤健太郎）